



事業主の皆様へ

平成29年6月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

今年の梅雨入りは例年に比べて遅かったですね。蒸し暑さが日ごとに増してきました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、算定基礎届、年度更新労働保険料の納付、被扶養者の収入要件、その他いくつかの助成金についてお知らせいたします。

算定基礎届の時期です

社会保険の被保険者については、実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回（今年は7月3日～10日）算定基礎届を届出し、全員の標準報酬が改定されます。

届出には**4月・5月・6月支給の賃金台帳が必要になります**ので、6月の賃金支払いが終わりましたら、担当者にご連絡をよろしくお願いいたします。

また、二以上勤務者の届け出には、事業所様の押印が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

この時期は、賞与を支給される事業所様も多いと思います。賞与支払届を提出する必要があるため、担当者までご連絡下さい。



労働保険の年度更新手続き・納付期限

労働保険料の納付はお済でしょうか。申告・納付は**7月10日まで**です。

《労働保険料の納付について》

- **振込用紙**…申告書と領収済通知書(納付書)を切り離さずに提出します。

リヴル総研で年度更新の手続きをさせて頂いた事業所様には、申告書を提出後、領収済通知書(納付書)をお渡ししています。

- **Pay-easy(ペイジー)**…電子申請による年度更新申告手続きをした場合、後日、各金融機関のペイジーに対応したインターネットバンキング、又はペイジーに対応したATMにより電子納付を行うことが可能です。(リヴル総研では電子申請で手続きをしています。)

※この場合、「収納機関番号(厚生労働省は00400)」、「納付番号」及び「納付確認番号」が必要となります。

- **口座振替(今年は9月6日です)**…あらかじめお届けいただいた口座から労働保険料を振替により納付することができます。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

社会保険における被扶養者の収入要件

協会けんぽより、事業主の皆さまに「被扶養者状況リスト」が届きましたでしょうか。この被扶養者資格の再確認によって、就職などにより就職先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者削除の届出が未提出(二重加入)となっていないかを重点的に確認します。提出期限はH29年7月31日です。

また、被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要になります。現在も被扶養者の要件を満たしていますでしょうか、再度ご確認ください。



《収入要件について》

ア. 被保険者と同居(同一世帯)の場合

扶養家族の年収が **130万円未満**で、かつ被保険者の年収の1/2未満であること。

イ. 被保険者と同居(同一世帯)でない場合

扶養家族の年収が **130万円未満**で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと。

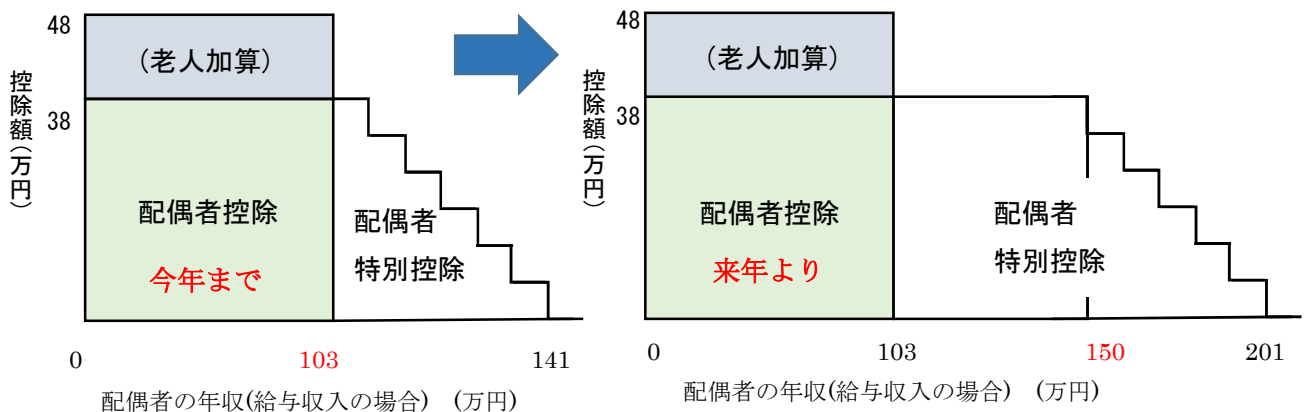
なお、ア・イいずれの場合も扶養家族が **60歳以上**または**障害者**(障害厚生年金を受けられる程度)の場合は、上記「130万円未満」は「**180万円未満**」となります。

扶養家族の年収は、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付などとなります。

源泉所得税関係における配偶者控除

平成29年度の税制改正などにより、源泉所得税関係について改正が行われました。配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われましたが、この改正は、**平成30年分以後の所得税について適用されます。よって、今年是从来通りです！！**

👉 配偶者のパート収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しないよう、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を103万から150万に引き上げます。



※合計所得金額が1000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

社会保険と所得税では、要件が異なります。
ご注意ください。

特開金(長期不安定雇用者雇用開発コース)

H29年4月～

就職氷河期に就職の機会を逃した事等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方(以下「長期不安定雇用者」という。)を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

《対象となる長期不安定雇用者》

下表①～④のすべてに当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業所などの紹介により正規雇用労働者として新たに雇用

①	雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方
②	雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方 ▶「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。
③	ハローワークまたは民間の職業紹介事業所などの紹介の時点で失業状態にある方 ▶1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

《支給額》対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

支給にあたっては、他にも条件などがあります。詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

65歳超雇用推進助成金(高齢者無期雇用転換コース)

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

《支給額》

対象労働者1人につき **48万円**(中小企業事業主以外は38万円)

生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき **60万円**(中小企業事業主以外は48万円)となります。先月の所報でもお知らせしましたが、H29年4月より労働関係助成金に生産性要件が設定されました。支給上限は、1支給年度1適用事業所あたり10人までです。

《申請の手続き》

(1) 無期雇用転換計画書の提出

無期雇用転換計画の開始日から起算して6カ月前から2ヶ月前の日まで

(2) 支給申請書の提出

転換後6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内
計画書を提出するまでに確認する事項がいくつかあります。詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。



トピックス



「厚生年金加入逃れ」対策強化 国税庁から毎月納税情報取得

厚生労働省と日本年金機構は、厚生年金の加入逃れの防止対策を強化する方針を明らかにしました。今秋をめどに、国税庁からの源泉徴収義務のある企業の情報提供の頻度を「毎月」に変更します（現在は年2回）。こまめに情報を得ることで迅速な指導と円滑な加入につなげます。また、新規事業許可申請の際に厚生年金への加入状況を確認する対象業種に「飲食」「美容」「社会福祉事業」なども加えます。



障害者の法定雇用率 来春 2.2%に引き上げ 精神障害者も算出対象

厚生労働省は、企業に義務付けられている障害者の法定雇用率を、来年4月に現在の2.0%から2.2%に引き上げることを決めました。就労環境の整備状況を見つつ2020年度末までには、さらに2.3%に引き上げます。来年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることによる措置です。義務付けの対象となる企業規模を、現在の従業員50人以上から45.5人（短時間労働者を0.5人に換算）以上に見直すことも決めました。

リヴルのお庭のお話

バラの知識も以前よりも大分わかるようになり、自分自身で判断が出来るようになり、手入れが楽しいです。

そんな中、新芽が出始めた頃に葉の部分に白い粉のようなものが現れました。「うどん粉病」という、雨が降り始めた頃に起きる病気の一つであり、それは、日に日に広がり、新芽の部分にも被害が及びました。調べたところ、「酢」や「重層」を薄めたスプレーが効くとわかりました。重層を水で薄めてスプレーし、効果が出ることを祈り、試しに散布してみました。かけた部分が重層で白くなり、症状が止まったのかどうか分からず…。

翌日、他のバラにも症状が出始めました。
うどん粉病対策、今後考えていきます！！



日に日に気温が高くなってきました。室内でも熱中症になります。
皆様も水分塩分補給を欠かさず、お気を付けください。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0